

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月29日
【会社名】	株式会社シーマ
【英訳名】	CIMA Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 白石 幸生
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目 6番 3号
【電話番号】	(0 3) 3 5 6 7 - 8 0 9 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松橋 英一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座一丁目15番 2号
【電話番号】	(0 3) 3 5 6 7 - 8 0 9 1
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松橋 英一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第21期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項の2の規定にもとづき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線__は、変更部分)

変更前定款	変更後定款
<p>(目的)</p> <p>第2条 会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. _____ _____ (条文省略) 9. _____ _____ (新設) _____ (新設) _____ (新設) 10. _____ (条文省略) _____ (略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> _____ (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条</p> <p>1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u> _____ (略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第49条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第50条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 _____ (現行どおり)</p> <p>1. _____ _____ (現行どおり) 9. _____ 10. <u>古物営業法に基づく中古美術品、宝飾品等古物の買取、仕入および販売</u> 11. <u>展示会、展覧会の開催および運営</u> 12. <u>美術品投資顧問業務および美術資産運用コンサルティング業</u> 13. _____ (現行どおり) _____ (略) _____ (削除) (第6条削除のため、以降は1条ずつ繰り上げる。)</p> <p>(略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 _____ (削除) _____ (略)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第48条 当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第49条</p> <p>1 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

第2号議案 取締役10名選任の件

白石幸生、白石哲也、松橋英一、泉拓磨、高橋宗潤、ジャン・ポール・トルコウスキー、
リオール・クスラー、原大輔、中村翠および御船真由子の10名を取締役に選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

山根裕一郎を監査役に選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

(出席株主および議決権の数)

総株主の議決権の数 3,320,980個
議決権を行使できる株主 18,612名
出席株主の議決権の数 2,188,800個
出席株主数 3,505人

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 定款一部変更の件	2,176,720	12,129	0	(注1)	可決(99.45%)
第2号議案 取締役10名選任の件				(注2)	
白石 幸生	2,176,345	12,515	0		可決(99.43%)
白石 哲也	2,175,777	13,083	0		可決(99.40%)
松橋 英一	2,176,267	12,593	0		可決(99.42%)
泉 拓磨	2,176,768	12,092	0		可決(99.45%)
高橋 宗潤	2,176,769	12,091	0		可決(99.45%)
ジャン・ポール・トルコウスキー	2,176,312	12,548	0		可決(99.43%)
リオール・クスラー	2,176,532	12,328	0		可決(99.44%)
原 大輔	2,176,242	12,618	0		可決(99.42%)
中村 翠	2,175,715	13,145	0		可決(99.40%)
御船 真由子	2,175,719	13,141	0		可決(99.40%)
第3号議案 監査役1名選任の件 山根 裕一郎	2,176,779	12,021	0	(注2)	可決(99.45%)

(注1) 議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

(注2) 議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席株主の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により議案の可決要件を満たし、会社法上適法に議案が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対および棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以上